

# 会員ニュース

2019. 6 (新-99号)

一般社団法人 日本電気管理技術者協会  
事務局 編集

あちこちで嫌な感じの事件が続いておりましたが、地下の鯨も大人しくしてはいませんでした。今度は、新潟と山形の県境で大きな地震が発生いたしました。

このような中、皆様におかれましては心涼やかに過ごしていただきますよう祈念申し上げます。

さて、TVでは「日本よいとこ」番組が花盛り、妙な自信もいけれど「地震大国」なのも忘れちゃいかんな、と想う事務局より涼やか色の題字にて「会員ニュース(99号)」をお届けします。



(2019年6月、練馬区 綺麗に色づくヤマモモの実)

1. 6月4日、電力安全課のHPに「事業用太陽電池発電設備に対する台風期前の点検強化の周知依頼について」及び「一般用太陽電池発電設備のパネル飛散防止に係る周知について」が掲載されました。

再生可能エネルギー特別措置法に基づく固定価格買取制度の施行以降、太陽電池発電設備が急激に増加しております。そのような中、昨年の西日本豪雨や台風21号等では、太陽電池パネル等が水没したりする事案が多数発生しました。

つきましては、これら被害の再発を防止するため、台風期前までに、設置者各々の責任において、太陽光パネル等の飛散による被害防止のための万全な対策が必要となることから、別添のとおり関係団体の協力のもと、太陽電池発電設備の設置者に対して周知するものです。とのことです。

別紙資料「太陽電池保守点検」と「太陽電池感電防止」をご参照ください。

2. 6月5日、関東東北産業保安監督部のHPに「『事故速報値』を更新しました」が掲載されました。

恒例の「事故速報値」の更新で、5月末日時点で「感電死亡事故〇〇」を継続中です。これから薄着になる季節です。より一層の注意をもって、「皆様ご安全に！」日常業務の遂行をお願い申し上げます。

詳細は、別紙「資料-事故速報値019.5.末日」をご参照ください。

3. 6月26日、経産省のHPに「送配電部門の法的分離に向けた電気事業を取り巻く状況の検証結果を取りまとめました」が掲載されました。

2015年6月に成立した改正電気事業法において、2020年4月の送配電部門の法的分離の実施前に、電力需給の状況や電気料金水準、エネルギー基本計画に基づく施策の実施状況等の電気事業を取り巻く状況について検証を行うこととされました。

これを踏まえ、総合資源エネルギー調査会において、2018年9月に電力・ガス基本政策小委員会で議論を開始し、合計7回にわたり議論を重ねてきました。

本日、これらの議論を踏まえ、電気事業を取り巻く状況の検証結果を政府として取りまとめました。

とのことです。

詳細は「資料-送配電部門の法的分離～状況の検証結果」をご参照ください。

4. 6月28日、経産省のHPに「電気使用安全月間(8月)について」が掲載されました。

私たちの生活のさまざまな場面で利用されている「電気」。しかし、その使用方法を誤ると大変な事故につながります。高温多湿のため感電や電気事故などが発生しやすい8月は「電気使用安全月間」です。

この期間中、電気使用の安全に関する知識と理解を深めるためのPR活動、講演会などが関係団体により開催されます。

とのことです。

詳細は「資料-電気使用安全月間について」をご参照ください。

「会員名簿」(2019年7月版)を編集中です。

今年も、「会員名簿」を2019年7月1日版として改訂中です。今回は久しぶりに「緊急連絡網」も同時に改定いたしております。

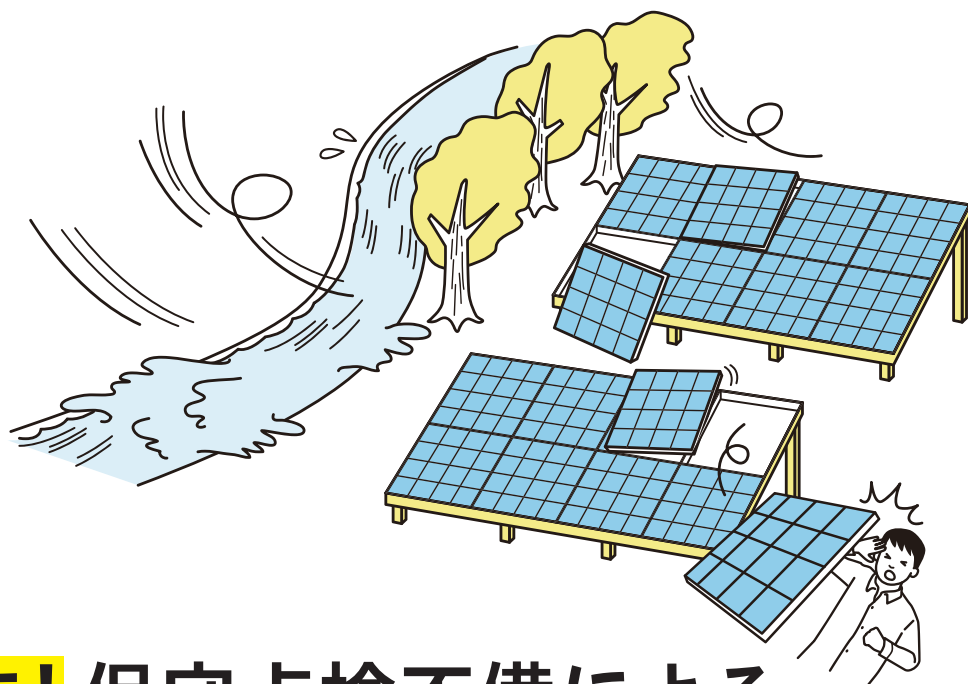
個人情報が含まれておりますので、当然のことながら会員及び協力企業に限定配布の予定です。

お手元に届きますまで今しばらくお待ちください。



危険防止

## 太陽電池発電設備の保守点検の重要性について



# 危険です！保守点検不備による 太陽電池発電設備の重大事故。

近年、強風の際に太陽電池発電設備のパネルが飛散、架台が倒壊するなどの事故が発生しています。なかには飛んだパネルが近隣の住宅へ被害を与えた例も。万が一、他者に被害が及んだ場合には、刑事責任や民事責任が生じる可能性があります。



## 破損したパネルに触れると感電するおそれがあります。

破損した太陽電池発電設備に光が当たっている場合、パネルや電線の接続部、架台等に触れると感電の原因となります。

破損したパネルを発見したら、以下の点にご注意ください。

パネルや設備には  
触れない



周囲の方へも注意の  
呼びかけを



施工会社やメーカーに  
対処を依頼



## 被害を未然に防止するために・・・

パネルや架台のねじのゆるみ等がないか、変形や破損はないか等を定期的にチェックするなど、適切に維持・管理することが事故の未然防止につながります。

# 一般用電気工作物(出力50kW未満の設備)の設置者の方へ

電気工作物の施工業者を選ぶ際は、まず「登録電気工事業者」の標識を掲げているかを確認しましょう。また、設置者は省令に定められた技術基準に適合していることに関して保安責任がありますのでご注意ください。

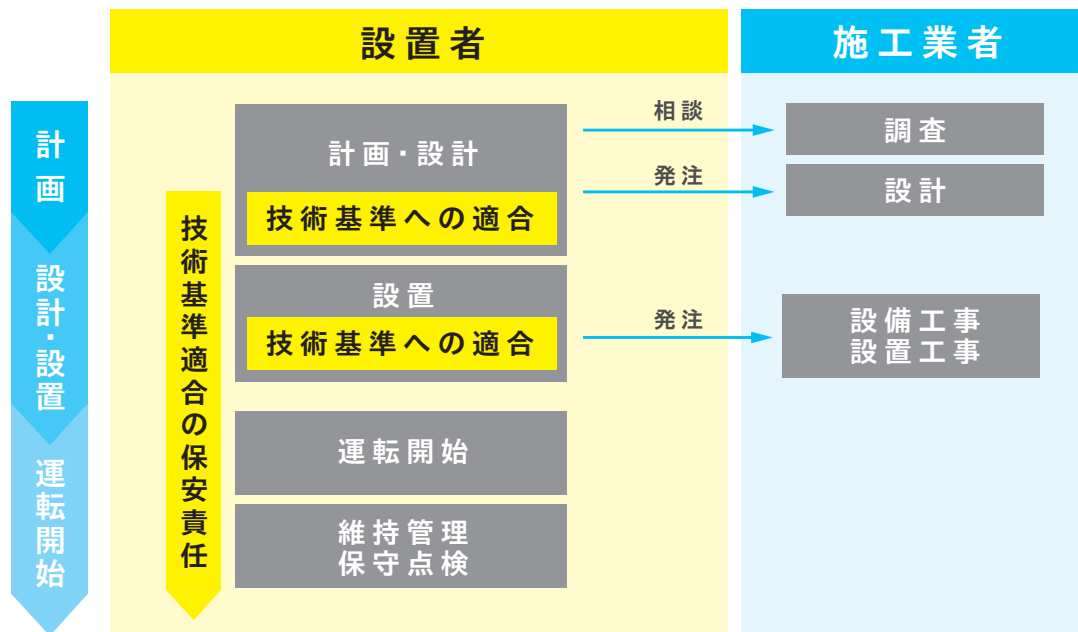
〔登録電気工事業者の標識の例〕

登録電気工事業者登録票	
登録番号	東京都知事登録第〇〇〇〇号
登録の年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
氏名又は名称	株式会社〇〇電気
代表者の氏名	東京 〇太郎
営業所の名称	株式会社〇〇電気
電気工事の種類	一般用電気工作物・家用電気工作物
主任電気工事士の氏名	東京 〇次郎

〔みなし登録電気工事業者の標識の例〕

登録電気工事業者届出済票	
届出先	東京都知事届出第〇〇〇〇号
届出の年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
氏名又は名称	株式会社〇〇電気
代表者の氏名	東京 〇太郎
営業所の名称	株式会社〇〇電気
電気工事の種類	一般用電気工作物・家用電気工作物
主任電気工事士の氏名	東京 〇次郎

## 電気工作物の運転開始までの流れ



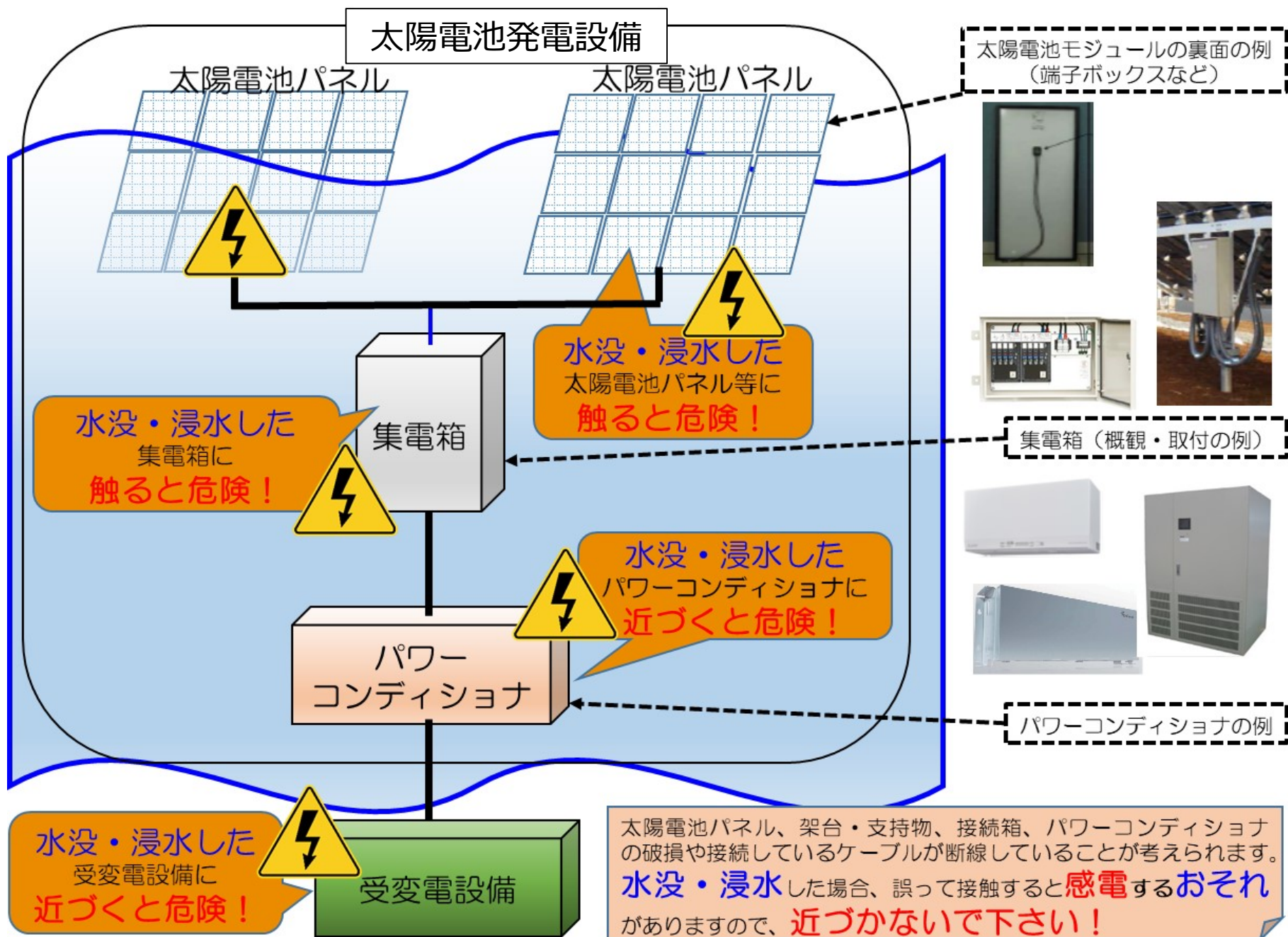
### 【技術基準への適合について】 技術基準の要件

- 人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えないようにすること
- 他の電氣的設備等の機能に電氣的又は磁氣的な傷害を与えないようにすること
- 電気工作物の損壊により、一般送配電事業者に係る電気の供給に著しい支障を及ぼさないようにすること

この資料に関するお問い合わせ先

経済産業省商務情報政策局産業保安グループ 電力安全課 (TEL 03-3501-1742)

# 水没・浸水した太陽電池発電設備に近づくと非常に危険です。



# 関東東北産業保安監督部管内自家用電気工作物電気事故速報値

令和元年5月31日時点

平成30年度

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
人身	感電死亡	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (3)
	感電・アーク等負傷	2 (2)	0 (0)	1 (1)	2 (2)	2 (2)	1 (1)	0 (0)	4 (4)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	15 (15)
電気火災		0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
停電波及		2	10	4	5	20	7	14	2	6	4	7	4	85
主要電気工作物破損等		4	5	0	2	3	1	2	2	1	1	7	2	30
発電支障		0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	2
件数		9	15	5	9	27	9	17	8	10	6	14	6	135

平成31年度・令和元年度

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
人身	感電死亡	0 (0)	0 (0)											
	感電・アーク等負傷	0 (0)	4 (4)											
電気火災		0	0											
停電波及		5	8											
主要電気工作物破損等		4	5											
発電支障		0	1											
件数		9	17											

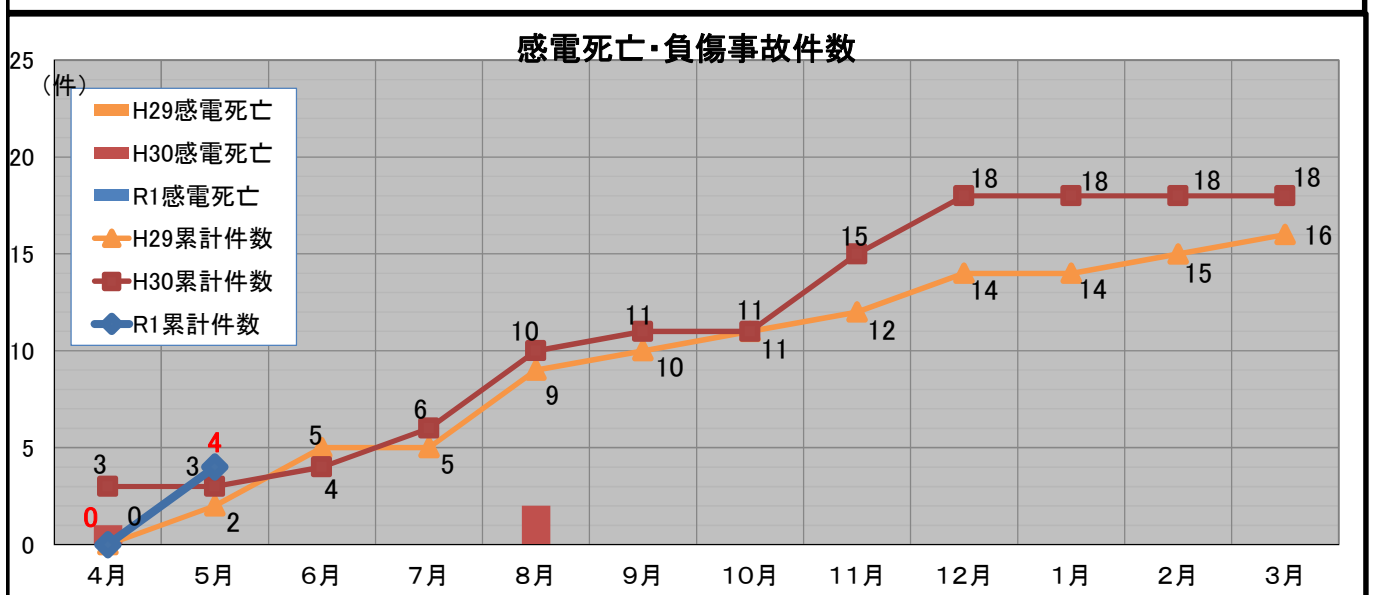
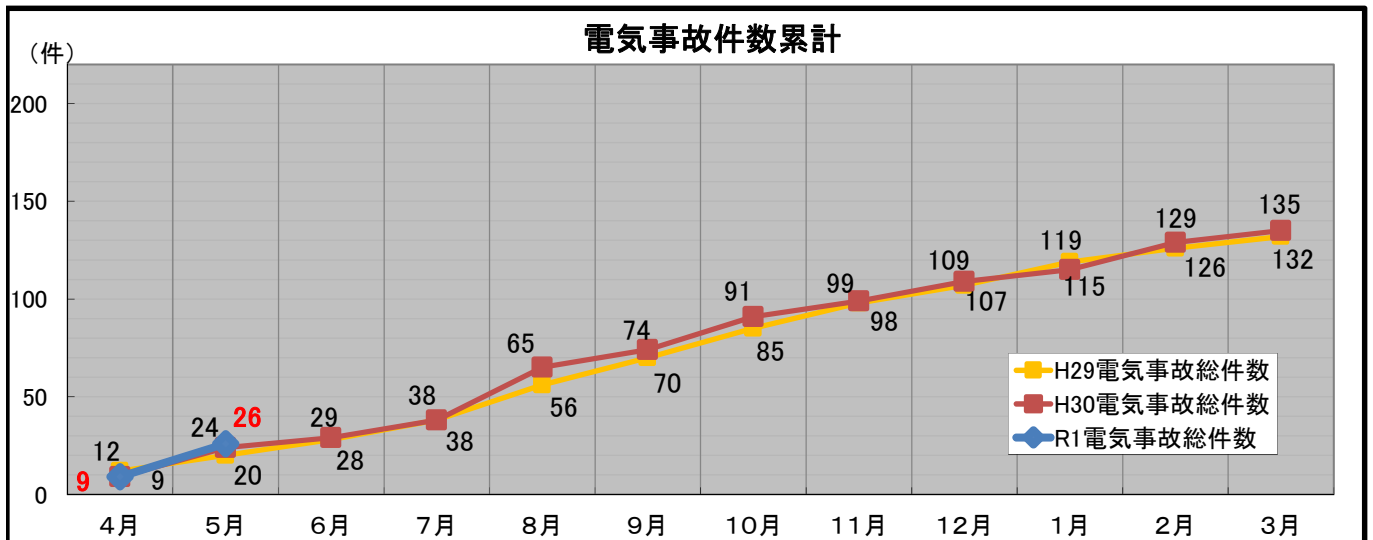
※1 1件の事故で複数の事故分類に該当する場合、各分類でカウントしますが、事故件数としては1になります。

(平成30年12月・令和元年5月に1件ずつ、「主要電気工作物破損等」、「発電支障」に該当する事故がありました。事故件数合計としては1件とカウントしています。)

※2 発電所における事故件数も含みます。

※3 人身の( )は被害者数を表しています。

※4 本値は事故速報時点であるため、確定値ではありません。自然現象等による事象も含まれます。



## 送配電部門の法的分離に向けた電気事業を取り巻く状況の検証結果について

2019年6月  
資源エネルギー庁

### 1. 経緯

- (1) 2015年6月に成立した第3弾の改正電気事業法において、2020年4月の送配電部門の法的分離の実施前に、改正法の施行の状況、エネルギー基本計画に基づく施策の実施状況、需給状況、料金水準等の電気事業を取り巻く状況について検証を行うこととされた。
- (2) これを踏まえ、2018年9月から総合資源エネルギー調査会電力・ガス基本政策小委員会において、合計7回にわたり議論を重ねてきた。

### 2. 総合資源エネルギー調査会における議論

- (1) 総合資源エネルギー調査会においては、第3弾の改正電気事業法に規定する検証事項に沿って検証を行った。
- (2) 送配電部門の法的分離に向けた関係施策の進捗状況を確認しつつ、エネルギー政策全般に及ぶ幅広い議論が行われる中で、電気事業を取り巻く状況については、概ね以下の認識が示された。
  - (①改正法の施行状況)
    - 2015年4月に電力広域的運営推進機関設立。需給ひっ迫時における地域間の需給調整や地域間連系線等の増強の推進を通じ、全国大での系統運用を進めている。
    - 2016年4月に小売全面自由化が始まり、新規参入が活性化。小売全面自由化後約3年で、全販売電力量に占める新電力シェアは約15%まで増加。
    - 足下の競争状況を踏まえ、第3弾改正電気事業法に基づき、2020年4月以降も、経過措置規制料金を存続予定であり、需要家は、法的分離後も引き続き、規制料金も選択可能。
    - 政府は、送配電部門の中立性確保の観点から、グループ内での人事や会計等に関する行為規制についてルール整備を実施。
    - 電力各社は分社化の方向性を既に公表しており、分割準備会社を設立するなど会社分割に向けた準備が進められているところ。各社の情報システム

や災害時等における連携体制の整備については、万全の対応が求められるところ、今後も継続的にフォローアップを行っていくことが必要。

#### (②電気料金の水準)

- 電気料金は、東日本大震災以降、上昇傾向にあるが、原子力発電の停止に伴う燃料費の増大と再エネ賦課金による要因を除けば低下傾向。
- 足下の料金の上昇要因の一つとなっている再エネ賦課金について、①固定価格買取制度における中長期の価格目標の設定やその前倒し、②価格目標に向けたトップランナー方式による価格低減、③入札制度の対象拡大、④太陽光の未稼働案件への対応等、抑制に向けた対応を開始しており、引き続き実施していく予定。

#### (③電力需給の状況)

- 足下の電力需給を見れば、一連の災害も踏まえ、昨年末に対策を公表・実施し、今夏も一定の予備率を確保。
- また、中長期的な供給力・調整力の確保のための取組の準備も進展。さらに、ネットワーク改革を実施し、安定供給確保と再エネ大量導入などの公益的な課題との両立を図るなど、3E+Sの取組を強化していく予定。

#### (④エネルギー基本計画に基づく施策の実施状況)

- 3E+Sの観点から、エネルギー基本計画に基づき、更なる競争活性化とともに、安定供給や温暖化対策等の公益的な課題に対応するための市場環境整備を実施。
- エネルギーミックスの達成に向け、太陽光・風力発電といった自然変動電源が増加する中でも、中長期的に必要な供給力・調整力を確保するため、発電能力容量に応じて、電源が稼働していない期間でも一定の収入を得られる仕組み（容量市場）を導入予定。
- このほか、送配電部門が必要な調整力を確保する仕組みとして調整力公募を実施しており、需給調整市場の仕組みを整えているところ。
- また、電力自由化と地球温暖化対策の適合性のバランスをとっていく仕組みとしての非化石価値取引市場も運用が開始されている。
- 加えて、原子力についても、安全最優先の再稼働、将来に向けた廃炉や廃棄物の処理・処分の着実な進展などに引き続き取り組む。



### 3. 検証結果（まとめ）

- （1）電力システム改革は着実に進展し、2020年4月の法的分離に向けた準備も整いつつある。また、足下の電気料金は原子力発電の停止に伴う燃料費の増大と再エネ賦課金による要因を除けば低下傾向にあり、電力需給は一定の予備率を確保。また、政府として、既に取り組を進めている料金や需給への対応に加え、昨年災害や再エネ大量導入等も踏まえた更なる検討も進められている。
- （2）これらの検証結果を踏まえれば、現時点で必要と考えられる措置が適切に講じられているものと認められる。
- （3）引き続き、電気事業を取り巻く状況を継続的にフォローしつつ、更なる競争活性化や、安定供給や温暖化対策等の公益的な課題に対応するための市場環境整備等、エネルギー基本計画に基づく各施策を着実に実施するとともに、状況の変化に応じて、不断に必要な措置を講じていくべきである。

# 電気使用安全月間(8月)について

令和1年6月  
産業保安 G  
電力安全課

## 1. 電気使用安全月間とは

昭和56年に通商産業省(当時)の主唱の下に、感電死傷事故発生の最も多い8月を電気使用安全月間と定め、関係各団体において自主的に実施している安全運動を集中的に展開することにより、運動をより効果的なものとして広く国民の間に電気使用の安全に関する知識と理解を深め、もって電気事故の防止に資することとして、毎年、様々な取組みを実施しています。

## 2. 経済産業省の取組み

### (1) 電気保安功労者経済産業大臣表彰

工場、営業所、個人及び団体の4部門について、電気保安の確保において、特に顕著な功績又は功労があったものを表彰することとし、毎年度、8月最初の平日に表彰式を開催しています。

### (2) 電気保安功労者産業保安監督部長表彰

工場、営業所、個人及び団体の4部門について、電気保安の確保において、顕著な功績又は功労があったものを表彰することとし、毎年度、7月～11月にかけて、各産業保安監督部において実施しています。

### (3) 産業保安監督部による普及・啓蒙

関係団体と共催による講習会の開催、関係団体の講習会への後援、講演の実施を行っています。

### 3. 関係団体の取組み(平成30年度の取組・抜粋)

#### (1) 一般社団法人日本電気協会

- ・ 電気安全の啓発活動を行う内部組織(電気安全全国連絡委員会)の設置
- ・ 電気使用安全月間ポスター、電気安全パンフレットの作成及び配布
- ・ マスメディアによる PR 活動
- ・ 学校等公共施設や需要家等の電気設備の点検・指導
- ・ 電気保安功労者の表彰

#### (2) 全日本電気工事業工業組合連合会

- ・ 電気安全使用にかかるポスター及びリーフレットの作成及び配布
- ・ 各地に電気設備に関する相談所の開設
- ・ 感震装置・避雷器の取付推進
- ・ 不適合電気設備の改修工事の実施
- ・ 各地の電気工事工業組合の電気安全啓発キャラバン隊による電気使用安全運動の展開や地域巡回

#### (3) 一般社団法人日本電設工業協会

- ・ ポスターの配布やメルマガ購読者へ配信等を通じ電気安全にかかる周知・啓発活動を推進
- ・ 会員企業に対し設備の重点点検等の注意喚起を実施

#### (4) 電気保安協会全国連絡会

- ・ 電気の使用及び安全に関する街頭キャンペーンやパンフレットによる PR 活動に加え、マスコミ及び広報媒体等による広報活動を実施
- ・ 電気設備の特別点検や講習会・講演会を開催

#### (5) 電気管理技術者協会

- ・ 電気安全に関するポスターや波及事故防止等に関するパンフレットの作成及び配布
- ・ 自家用電気工作物の設置場所を訪問し、感電等の事故防止を重点とした特別点検を実施
- ・ 電気安全にかかる講演会や講習会等の開催